

## 環境確保条例改正特別部会における検討事項案について

「東京都環境基本計画のあり方について（中間のまとめ）」に示された施策のあり方、方向性を踏まえ、気候変動の危機など人類・生物の生存基盤を脅かす問題、健康で安全な生活環境に支障を及ぼす問題等に適切に対応し、これまで以上に環境への負荷を低減するため、新たな規制や仕組みを定める必要があると考えられる事項について検討を行う。

具体的検討事項案は以下のとおり。

No.	事項名	中間のまとめに示された施策のあり方、方向性	現在の制度・仕組み等【条例の条項】
1	地球温暖化対策計画書制度の強化	<p>○ <b>大規模事業所</b>（P17） 「地球温暖化対策計画書制度」の効果的運用と更なる強化を図り、未だトップランナーの事業所だけに留まっている積極的な省エネルギー対策の活用が、多くの事業所に広がり、全体として大規模事業所からの排出量削減が進むような取組が必要である。また、その際、経済的手法を活用したCO<sub>2</sub>削減の仕組みづくりについても検討すべきである。</p> <p>○ <b>中小規模事業所</b>（P17） 中小規模事業所は、これまで都や国の制度の直接的な対象となつてこなかったこと、また、省エネに関する知識や省エネ投資を行う資金力が不十分なことなどから、省エネ化の推進に向けた取組が立ち後れている。 中小規模事業所に対し、・・・省エネに向けた取組を動機づける仕組みを検討すべきである。</p> <p>○ <b>再生可能エネルギーの利用拡大</b>（P18） 太陽光発電や太陽熱利用など、東京においても設置可能な再生可能エネルギーの導入や都市内の未利用エネルギーの有効活用に取り組むとともに、電気のグリーン購入など、東京の高いエネルギー需要を全国的な再生可能エネルギーの供給拡大に結びつける取組を進めていくべきである。</p>	<p>□ <b>地球温暖化対策計画書制度【第5条の2～第9条】</b> （第1期間：2002年度～2004年度、第2期間：2005年度～2009年度） ・大規模事業所*に、5か年の温室効果ガスの削減対策計画書及びその対策結果等を記載した中間報告書・結果報告書の提出・公表を義務付け。</p> <p>・第2期間では、知事が事業所に対し削減対策について指導・助言し、取組内容や程度を評価・公表することにより、温室効果ガス排出抑制を誘導。 *燃料・熱・電気の使用量を原油換算した合計量が年間1,500kl以上の事業所（対象事業所数：約1300）</p> <p>・第2期間では、対象規模未満の事業所も任意で計画書を提出できる。</p>
2	建築物環境計画書制度の強化	<p>○ <b>建築物の省エネルギー対策の推進</b>（P20） より一層新築建築物のCO<sub>2</sub>削減対策を推進していくため、建築物環境計画書制度の対象を拡大するとともに、新築建築物の省エネ性能の底上げを図るため、本制度の強化についても検討すべきである。 また、・・・マンション以外の建築物についても、その環境性能をエンドユーザーに分かりやすく示すしくみを検討して、建築主の環境配慮の取組を一層促進すべきである。</p> <p>○ <b>再生可能エネルギーの利用拡大</b>（P18） 太陽光発電や太陽熱利用など、東京においても設置可能な再生可能エネルギーの導入や都市内の未利用エネルギーの有効活用に取り組むとともに、電気のグリーン購入など、東京の高いエネルギー需要を全国的な再生可能エネルギーの供給拡大に結びつける取組を進めていくべきである。</p> <p>○ <b>都市排熱の軽減</b>（P69） 気候変動対策として取り組むエネルギー施策は、同時に、都市排熱を減らし、ヒートアイランド現象の緩和にも寄与するため、強力に推進していく。</p>	<p>□ <b>建築物環境計画書制度【第18条～第23条・第24条～第25条】</b> （制定：2002年6月、ヒートアイランド現象の緩和項目追加：2005年10月） ・延床面積が1万㎡を超える大規模な建築物の新築・増築時に、建築主に対して省エネルギー対策等環境配慮の措置とその評価を記載した建築物環境計画書の提出を義務付け。 ・建築主に求める環境配慮の措置として、「エネルギーの使用の合理化」、「資源の適正利用」、「自然環境の保全」及び「ヒートアイランド現象の緩和」の4分野を定めている。</p> <p>□ <b>マンション環境性能表示制度【第23条の2～第25条】</b> （制定：2005年10月） ・建築物環境計画書の対象となる建築物のうちマンションの新築・増築を行う建築主に対し、マンション設備の省エネ性や建物の断熱性等について販売広告への表示義務と説明の努力義務。 ・条例対象以外のマンションに対し、任意届出方式による対象拡大（7000㎡超と賃貸マンション） ※2007年7月～要綱実施</p>

No.	事項名	中間のまとめに示された施策のあり方、方向性	現在の制度・仕組み等【条例の条項】
3	都市づくりにおけるエネルギー計画に関する制度の導入 (地域冷暖房計画制度の見直し)	<p>○ <b>地域におけるエネルギーの有効利用 (P21)</b>  土地の高度利用が行われるような都市開発では、一定の地域において大量かつ高密度のエネルギー需要が生じる。このため、個々の建築物だけでなく、都市排熱等の未利用エネルギーの活用など、地域全体でエネルギーの有効利用を図り、最先端のエネルギー性能を実現していくことも重要である。  そのためには、個々の建築計画の具体化を図る段階よりも早い段階から、建築物に求めるエネルギー性能を含め、地域全体におけるエネルギーの有効利用計画を策定するしくみづくりについても検討する必要がある。</p> <p>特に、都市開発諸制度については、その運用ルールの中に、CO<sub>2</sub>削減対策の実施を組み込んでいくとともに、とりわけ、地域に大きな影響を与える大規模な都市再生事業では、他の都市開発をリードするような先進的なCO<sub>2</sub>削減対策が実施されるべきである。  さらに、こうした大規模開発は、開発時に整備されるエネルギー供給システムにより、継続的かつ大量のエネルギーを消費することとなる。大量のエネルギー消費に伴う環境負荷を低減するために、エネルギー効率の向上に向けた継続的な取組が図られるような仕組みの検討が必要である。</p>	<p>□ <b>地域冷暖房計画制度【第26条・第27条】</b>  ・知事は、建築物が集中する一定の地域を、地域冷暖房計画区域に指定するとともに、当該区域における地域冷暖房計画を策定する。  ・区域内の建築物の所有者又は管理者に、当該区域の地域冷暖房計画への加入努力義務。</p>
4	エコドライブの推進等	<p>○ <b>エコドライブの推進 (P30)</b>  急加速や急減速、空ぶかしや長すぎるアイドリングを行わないなど、環境に配慮した自動車の運転や使い方をを行うエコドライブは、CO<sub>2</sub>削減や騒音改善といった環境面に寄与するだけでなく、燃費節約、安全運転による事故防止という経済面、安全面でもメリットが期待される。  大・中規模の事業者では、ISO14001やグリーン経営認証などを通じた組織的な取組として、エコドライブがドライバーに周知され、実践が進められているのに対し、小規模・零細事業者や個人の取組が遅れている状況にある。今後、都民や小規模・零細事業者に幅広く普及啓発を行い、エコドライブへの関心を高め、社会に定着させていく必要がある。</p>	<p>□ <b>アイドリング・ストップ義務【第52条～第56条】</b>  ・自動車等を運転する者への駐車・停車時のアイドリング・ストップの義務付け  ・自動車を使用する事業者が運転者に対し、アイドリング・ストップを遵守するよう適切な措置を講じる義務。  ・20台以上の駐車場の設置者・管理者に対し、アイドリング・ストップの周知義務など</p> <p>□ <b>自動車等を使用する者の努力義務【第43条】</b>  ・自動車又は原付自転車を使用する者に対し、適切な整備・運転により自動車排出ガスを最小限にとどめる努力義務</p>
5	自動車環境管理計画書制度の拡充	<p>○ <b>自動車環境管理計画書制度等による事業者の取組拡大 (P31)</b>  社会全体として自動車から排出されるCO<sub>2</sub>削減を進めるために、計画書制度の対象を拡大し、自動車を使用(保有)する者に加え、自動車を利用する一定規模以上の荷主等も対象とし、低環境負荷で効率的な自動車利用に対する取組を促していくことが極めて有効である。</p>	<p>□ <b>自動車環境管理計画書制度【第28条～第33条】</b>  (第1期間：2001年度～2005年度、第2期間：2006年度～2010年度)  ・自動車を30台以上使用する事業者に対し、5年間における自動車をもたらす環境負荷の低減措置を記載した自動車環境管理計画書及び実績報告書の提出を義務付け。  ・第2期間では、二酸化炭素排出に関する事項を追加</p>

No.	事項名	中間のまとめに示された施策のあり方、方向性	現在の制度・仕組み等【条例の条項】
6	低燃費車の使用・導入 制度の導入	<p>○ <b>自動車の環境性能向上（低燃費車の開発、普及促進）（P31）</b> 自動車からのCO<sub>2</sub>削減を加速するためには、燃費性能の技術革新の促進と低燃費車の早期普及を実現することが不可欠である。 ・・・・・・・・</p> <p>これまで、自動車に関わる環境施策の中では、「低公害車」という概念が用いられてきたが、今後、ポスト新長期規制に対応して登場してくる新車の殆ど全ては、現在の基準では、低公害車に該当するという時代を迎える。一方、気候変動対策の観点からは、燃料消費の削減がますます重要な課題となっており、ハイブリッド技術の進歩や電池性能の向上が自動車の環境性能向上の最も重要な要素となってくる。</p> <p>○ <b>低公害車等への代替促進（P42）</b> 都はこれまで、環境確保条例に基づく低公害車の指定や低公害車導入義務の規制対応等による普及拡大に取り組んできたが、国の新車に対する排出ガス規制が漸次強化され、今後は新車のほとんどが低公害車であるという時代に即して、低公害車の概念を見直すべき時期にある。 今後、都は、普及を促すべき自動車を粒子状物質、窒素酸化物、非メタン炭化水素等の大気汚染物質だけでなく、温室効果ガスの排出量、燃費など総合的に環境負荷の少ない自動車を普及させていく視点から新たなあり方を示し、自動車を保有・管理する者や荷主等による低環境負荷な自動車使用を促進させるための仕組みを再構築していく必要がある。</p>	<p>□ <b>低公害車等の使用の努力義務【第34条】</b> ・自動車又は原付自転車を使用する者は、排出ガスを発生しない、若しくは発生量が相当程度少ない自動車等（低公害車）又は排出ガスの発生量がより少ない自動車等の使用の努力義務</p> <p>□ <b>低公害車の導入義務【第35条】</b> ・都内で200台以上の事業用自動車を使用している事業者に、使用する自動車に対する東京都指定低公害車の割合を5%以上とするよう導入義務付け</p> <p>□ <b>自動車製造者の開発努力義務【第45条】</b> ・自動車製造者に低公害車の開発の努力義務</p> <p>□ <b>低公害車販売実績の報告【第46条】</b> ・知事は、新車販売を都内で行う自動車販売者に低公害車の販売実績の報告を求められることができる。</p> <p>□ <b>自動車販売者による環境情報の説明義務【第47条】</b> ・自動車販売者は、条例の義務の遵守に必要な事項、販売する新車の自動車排出ガスの量、騒音の大きさ、燃料の種類、燃料消費量、二酸化炭素の排出量を記載した書面等の備え置き、購入者への書面交付・説明義務</p> <p style="text-align: right;">など</p>
7	CO <sub>2</sub> 削減や脱石油化に寄与する自動車燃料の利用促進	<p>○ <b>バイオマス燃料の利用促進（P32）</b> ○ <b>次世代自動車燃料の開発・普及促進（P32）</b></p>	<p>□ なし ※粒子状物質等を増大させる燃料の使用・販売禁止規制はあり。【第57～62条】</p>
8	東京都低NO <sub>x</sub> 小規模 燃焼機器認定制度の拡大（省エネ型ボイラーの普及促進）	<p>○ <b>中小規模事業所（P21）</b> 今後は、・・・・ばい煙対策やビル管理法での取組など他の制度との有機的な連携を進めるなど、多面的なアプローチで中小規模事業者における省エネルギー化を推進していく必要がある。</p> <p>○ <b>ばい煙発生施設等に係る対策の新たなる展開（P43）</b> 今後は、・・・・大気汚染対策の視点に加え、地球温暖化対策の視点も取り入れて省エネやCO<sub>2</sub>の排出削減を進めていくべきである。 このため、地球温暖化対策計画書制度など、他制度との連携も図りながら、中小規模事業者の取組を誘導していくとともに、より環境への負荷の少ない熱源システムへの転換を進めていく必要がある。また、法対象外の小規模ボイラーに対し、NO<sub>x</sub>排出量の少ない機器を認定する制度を拡大し、低NO<sub>x</sub>かつ省エネ型ボイラーの普及促進を図っていくべきである。</p>	<p>□ <b>小規模燃焼機器の設置【第127条】</b> ・小規模ボイラー等を設置する者に、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）の排出量の少ない機器の設置努力義務 ・知事に、低NO<sub>x</sub>機器等に関する情報の提供に関する努力義務 ⇒東京都低NO<sub>x</sub>小規模燃焼機器認定制度</p>

☆上記項目については、今後、基本計画改定にかかる審議に併せ、追加・変更等される可能性があります。